

# 令和7年度第2回調布市固定資産評価審査委員会会議録

日 時 令和8年2月6日（金）  
午後4時から  
会 場 特別会議室（市役所5階）

## ○ 出席者（敬称略）

### 委員会委員

松 澤 博  
菅 野 秀 樹  
柴 田 亮 子  
谷 治 博 史  
高 徳 信 男  
折 田 英 文

### 事務局（書記）

本 多 崇 史  
谷 合 尚  
片 桐 千 春

## 会議録

### （職務代理者 菅野委員）

それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第2回調布市固定資産評価審査委員会を始めさせていただきます。

本日は、松澤委員長の委員長としての任期が今月1日で満了しておりますので、新たな委員長が選挙されるまでの間、職務代理者である私が会議の進行をいたします。よろしく申し上げます。

それでは、行政委員会としての独立性、公正性に十分留意し、委員会の運営に臨みたいと存じますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、配布資料の確認について、書記より申し上げます。

### （事務局）

御手元の資料等につきまして、確認させていただきます。

まず、本日の次第がございまして、以降資料番号を附しておりますが

資料1として「令和8年度担当部会について」

資料2として「調布市固定資産評価審査委員会条例」

資料 3 として「調布市デジタル技術を活用した手続等の推進に関する条例」

資料 4 として「令和 8 年度地方税制改正（案）について」

資料 5 として「令和 8 年度 委員会の予定について」

配布資料は、次第と資料 1～5 までの 6 点となります。

（職務代理者 菅野委員）

皆さま、過不足等はいかがでしょうか。

（各委員）

※ なし

（職務代理者 菅野委員）

次に、本日の会議の傍聴について確認をしたいと思います。

当委員会の会議は、調布市固定資産評価審査委員会規則第 9 条の規定によりまして、原則公開となっております。傍聴を希望する方はいらっしゃいますか。

（事務局）

いらっしゃいません。

（職務代理者 菅野委員）

それでは、このまま会議を進行いたします。

それでは、お手元の次第に沿って、議事を進めたいと思います。

次第の 2 議題（1）委員長選挙について を議題とします。

調布市固定資産評価審査委員会条例第 2 条第 2 項において、「委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない」と規定されております。

したがって、新たな委員長の選挙を行いたいと思います。選挙に当たりましては、皆様の中からの立候補又は推薦により、選出をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（職務代理者 菅野委員）

それでは、立候補又は推薦をお願いします。

（柴田委員）

御経歴、御経験からいっても是非松澤先生にお願いしたいです。

（職務代理者 菅野委員）

ただいま、松澤委員を推薦する発言がありましたが、皆さま、いかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（職務代理者 菅野委員）

それでは、松澤委員を委員長として決定したいと思います。松澤委員長、よろしく申し上げます。

(松澤委員長)

ここからは、私の方で、議事を進めたいと思いますが、その前に、委員長の職を担わせていただくに当たり、一言、ご挨拶申しあげます。

この委員会は、課税台帳に登録された評価額に対する納税者からの不服を審査・決定するため地方税法に基づいて設置された独立した機関です。

委員会は固定資産の評価額が適正か否かについて、中立公正な立場で審査していきたいと思っておりますので、引き続き皆様御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、議事に戻りたいと思います。

次に、次第の2(2)部会編成についてを議題としたいと思います。

事務局に説明を求めます。

(書記)

はい。御手元の資料1を御覧下さい。

こちらは、委員の皆さまのお名前が入っていない部会編成に係る資料でございます。こちらにお名前を記入させていただきたく、部会の編成について御協議いただきたいと存じます。併せて、来年度、審査申出があった際に、どちらの部会から審査申出を担当していただくかの順番につきましても、御決定いただきたいと存じます。

なお、直近の審査申出におきましては、第1部会の皆様に審査を担当していただきました。説明は以上です。

(松澤委員長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、部会の編成については、差し支えなければ、今年度の編成と同様としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(松澤委員長)

ありがとうございます。それでは、そのように決定したいと思います。

続きまして、それぞれの部会における審査長につきましても、引き続き、第2部会は私が、第1部会については職務代理者である菅野委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(松澤委員長)

ありがとうございます。そのように決定いたします。

それから、審査申出を取り扱う順番ですが、直近の実績を踏まえまして、来年度は第2部会からとしたいと思います。これに御異議ございますか。

(各委員)

異議なし

(松澤委員長)

ありがとうございます。来年度は、第2部会からということで、決定いたします。

次に、次第2の(3)調布市固定資産評価審査委員会条例で規定する書面手続きの改正についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

国においては、納税者等が地方公共団体等に対して行う地方税法令上の申告・申請手続きについて、オンライン化を目指しているところです。

固定資産評価審査委員会に対する審査申出手続きについてもオンライン化を行うこととしており、昨年令和7年1月24日付、「固定資産評価審査委員会に対する審査申出等のオンライン化について」という文書が、東京都を經由し、各自治体に通知されております。

当該通知の内容としては、オンラインによる審査申出等を行う場合の留意事項を整理したもので、強制力のあるものではありませんが、住民の利便性向上と電子化の推進の観点から、調布市固定資産評価審査委員会条例で規定する書面手続きについて、電子手続きを許容する見直しについて、御協議いただくものです。

それでは、具体的な内容について御説明します。資料2「調布市固定資産評価審査委員会条例」をご覧ください。

固定資産評価審査委員会に対する審査申出については、地方税法第432条第1項により、文書をもって申出をすることができるとされており、その具体的な手続きについては、条例に規定しています。

「調布市固定資産評価審査委員会条例」の第4条及び第8条では、マーカーで記した箇所において、書面での提出等を求める規定をしています。

また、第5条、第6条及び第11条では、委員会から関係者への通知等に関する手続きを規定しています。

一方で、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆる「デジタル手続法」及び参考資料としてお配りしていますが、「調布市デジタル技術を活用した手続等の推進に関する条例」の第4条により、他の法令等の規定において書面により申請を行うことと規定されているものについては、電子手続きにより行うことができるとされております。

これにより、「調布市固定資産評価審査委員会条例」を直接改正することなく、「デジタル手続法」及び「デジタル手続条例」を適用することで、電子手続きが可能となります。

デジタル手続条例の適用については、当該条例の第10条において、この条例の規定によるデジタル技術を活用した手続等の推進に関する状況について、イン

ターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする」とされていることから、先ほど御説明した調布市固定資産評価審査委員会条例で書面での手続きを規定したマーカーの部分について、本委員会でデジタル手続条例の適用についてお認め頂きましたならば、ホームページ等で電子手続きが可能である旨を御案内することとし、運用を開始していきたいと考えています。

説明は以上となります。

(松澤委員長)

ただいまの書記の説明について、確認、質疑等がありますか。

(柴田委員)

審査申出を却下した際の通知等もオンラインにて行うのでしょうか。

(書記)

審査申出人が処分通知をオンラインで受け取ることをご了承すれば、オンラインにて通知することができます。

(柴田委員)

調布市固定資産評価審査委員会条例（以下「審査委員会条例」という。）第6条の書面審理についてです。審理に当たり、これまでは反論書等の印刷したものをいただいていたのですが、デジタルになった場合はモニター等で内容を確認し審議するようになるのでしょうか。

(書記)

書面で提出されたものは書面で審理いただくことを考えております。審査申出人からオンラインで提出されたものは、環境を整えたいという考えでオンラインで審理いただくことも可能ですが、書面の方が見やすい場合等は書面で審理した方が効率的ではないかと考えております。

(谷治委員)

書面の方が見やすい場合もありますが、審査申出人の利便性が向上されるということが大きいのかと思います。

(書記)

審査申出人にとっての利便性の向上という主旨が大きいので、審査申出人がオンラインで行いたいという場合はそれを認めていくという改正です。委員の皆様が審理いただく際には、これまでどおり書面で行うことは可能と考えております。

(柴田委員)

他自治体では紙の節約という観点から、パソコンを置かれてそれを使って審理していますが、見にくい場合もあるので助かります。

(書記)

前回柴田委員から発言もありましたが、資料の中に大きな図面等もありますのでそういうものは、審議がしやすいように紙で準備する等の対応はできます。

(谷治委員)

審査委員会条例第4条第1項の「審査申出書正副2通」というのは、オンラインではどうなるのでしょうか。

(書記)

電子の場合は、1通のみの提出となります。

(菅野委員)

審査申出人が書面で審査申出をしたが、こちらからの通知をオンラインで受けることを了承した場合は、オンラインで通知できるのでしょうか。

(書記)

基本的には審査申出人がオンラインで申出してきた場合は、申出時に弁明書等の通知をオンラインで行って良いかを確認しますので、裁決までの過程をオンラインで行うことはできますが、審査申出人が書面で申し出た際は基本的にはオンラインでの環境が整っていないことが想定されますので、処分庁からの弁明においても書面で対応することの調整を図っていくことを考えています。

(折田委員)

先ほどの説明で、調布市デジタル技術を活用した手続等の推進に関する条例(以下「デジタル手続条例」という。)の内容を適用していくので、審査委員会条例は改正しないとのことでしたが、この条例の規定を適用する旨を謳う必要はないのでしょうか。

(書記)

デジタル手続条例は、これまでの書面による方法に限定されていた手続について、包括的にデジタルによることを可能とするものです。

なので、審査委員会条例で規定している書面もデジタル手続条例が施行されたことで、オンラインでも可能としているといった前提は整っていますが、デジタル手続条例を適用して運用していることを公表しないと、市民にとってそれが認められているかどうかわかりません。それについては、デジタル手続条例第10条で公表するものとされていますので、オンラインでの手続が認められていることをホームページで案内していくことになると思います。

(柴田委員)

デジタル手続条例第4条を見ると、「他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず」とあり、ここで読み替えることができるんですね。

(松澤委員長)

国で進めているのでオンラインでの申出も受け入れ、書面での申出も引き続き可能ということですね。登記の手続きもオンライン申請にはオンラインに対応した手続、書類には書類に対応した手続がありますが、それと同様との理解で良いのでしょうか。

(書記)

そのとおりです。

(高德委員)

メールに審査申出を添付して提出されるのでしょうか。

(書記)

そのようになると思います。

(松澤委員長)

他に質問はありませんか。特に異論等が無いようでしたら、説明のとおり、承認することとしたいと思いますが、これに御異議ございますか。

(各委員)

※ なし

(松澤委員長)

ありがとうございます。それでは、電子手続きを許容することと決定いたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次に、次第2の(4) 第76回東京都市固定資産評価審査委員会審査事務協議会の報告についてを議題とします。事務局から報告をお願いします。

(書記)

はい。今年度は国分寺市が幹事市であり、谷治委員、折田委員と書記3名の計5名で参加しました。

協議会の内容としては、例年通り、報告・協議の第1部と研修会の第2部の2部構成になっておりました。

報告・協議では、審査申出件数の報告、次期幹事市の選出があり、次期幹事市は、国立市に決定しました。

研修会は、元総務省自治税務局長の株丹達也氏に御登壇いただき、「法改正から固定資産評価審査委員会を考える」というテーマで開催されました。

固定資産税制や審査会に関する様々な観点で、国の考えをはじめ、専門書籍や専門家の考えが紹介されるといった内容でした。

本研修の資料について、参加できなかった委員の皆様にも準備しておりますので、後日御確認いただければと思います。

報告は以上です。

(松澤委員長)

ただいま、事務局から報告がありました。これについて何か質問等がありましたら、お願いいたします。

(各委員)

※ なし

(松澤委員長)

次に、次第2の(5)令和8年度税制改正(固定資産税関係)についてです。事

事務局に説明を求めます。

(書記)

資料4を御覧ください。

令和8年度税制改正大綱が示されたので情報提供させていただきます。

2ページの4の主な税負担軽減措置をお願いします。

税額に係る負担軽減措置のため、当委員会で扱う評価額に関する内容ではございませんが、上から二つ目の○(マル)新築住宅に係る特例措置の拡充・延長について御説明します。

新築された建物の種類が、一戸建て住宅や共同住宅などの種類によっても要件が異なりますが、一戸建て住宅を例にしますと、床面積が50平米以上280平米以下の要件を満たせば、120平米までの居住部分に相当する家屋の固定資産税について、3年間2分の1に減額されます。この床面積の下限が令和8年度から40平米に引き下げられこととなりました。

また、併せて本特例措置が5年間延長されることとなりました。

説明は以上でございます。

(松澤委員長)

事務局の説明が終わりました。ただいまの内容について、質問等がありますか。

(各委員)

※ なし

(松澤委員長)

説明ありがとうございます。参考情報として委員の皆様も御承知置きください。それでは、次の議題に移りたいと思います。

次第2の(6) 令和7年度 固定資産評価審査委員会運営研修会の報告についてです。

事務局に説明を求めます。

(書記)

本研修は、昨年6月2日から12月26日までの間、オンライン配信にて開催されたものでありまして、柴田委員及び折田委員に御受講いただきました。

研修の内容について、その概要を申しあげますと、固定資産税制度の概要をはじめ、課税と賦課・徴収等の仕組み、土地・家屋に係る固定資産評価の基礎知識についてのほか、審査委員会の運営や審査の流れ等について説明と、最後に、土地及び家屋に係る近年の主要判例についての解説がありました。

今年度の研修会の概要については以上です。

来年度の研修会については、具体がまだ知らされておられませんので、わかり次第ご案内させていただきますが、2・3名の方に受講をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(松澤委員長)

ただいま、事務局から説明がありました。これについて何か質問等がありましたら、お願いいたします。

(各委員)

※ なし

(松澤委員長)

それでは、来年度の研修については、わかり次第事務局からご案内をお願いします。

次の議題に移ります。次第の3令和8年度における会議の開催についてであります。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料5をご覧ください。令和8年度の日程についてであります。地方税法第411条第2項の規定により、令和8年3月31日に固定資産の価格等を登録した旨の告示がされる予定でありまして、同日から審査申出の期間が開始されることとなります。

告示後、4月1日から価格等の縦覧・閲覧が開始されます。その後、4月24日頃に、課税明細書・納税通知書の発送が行われます。

地方税法第432条第2項において準用する行政不服審査法第18条第3項の規定により、審査申出期間の算定から郵送の要する日数は除かれるため、仮に郵送に要する日数を2日とし、土日を考慮しますと、7月27日前後が、審査申出の期限となります。なお、行政不服審査法第18条第1項ただし書の規定により、正当な理由がある場合には、3箇月を超えても、審査申出がされることありますので、あらかじめ御承知置きください。

それでは、次回全体会議の期日につきまして、御決定いただきたいと存じます。説明は以上となります。

(各委員)

※ 日程調整

(松澤委員長)

それでは、ただいま決定しましたとおり、次回の委員会は8月5日水曜日、時間は午前10時からとなりました。会場が決まりましたら、事務局から連絡いたしますので、御参集のほど、よろしくをお願いします。

以上で、令和7年度第2回調布市固定資産評価審査委員会を終了します。

皆様、お疲れ様でした。

(午後4時40分 閉会) ※後日、次回委員会を8月3日月曜日午後4時に変更した。